【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月14日

【会社名】 三菱重工業株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮 永 俊 一

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番5号

【電話番号】 (03)6716-3111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務法務部グループ長(管理グループ) 小 椋 和 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番5号

【電話番号】 (03)6716-3111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務法務部グループ長(管理グループ) 小 椋 和 朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社及び当社の連結子会社であるMitsubishi Nuclear Energy System, Inc. (以下、「当社等」という。)は、米国で仲裁を申し立てられたので、平成25年10月17日、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号に基づき、臨時報告書を提出した。

当社等は、平成29年3月13日(米国時間)、本件仲裁機関である国際商業会議所(International Chamber of Commerce)から、仲裁判断を受領したので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該仲裁を申し立てられた会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱重工業株式会社

住所 東京都港区港南二丁目16番5号

代表者の氏名 取締役社長 宮永 俊一

名称 Mitsubishi Nuclear Energy System, Inc.

住所 13860 Ballantyne Corporate Place, Suite 250, Charlotte, North Carolina 28277, USA

代表者の氏名 取締役社長 柴田 善信

(2) 当該仲裁の申立て場所等

場所 サンフランシスコ(米国カリフォルニア州)

仲裁規則 国際商業会議所仲裁規則 準拠法 米国カリフォルニア州法 申立て日 平成25年10月16日(米国時間)

(3) 当該仲裁を申し立てた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 Southern California Edison Company (以下、「SCE」という。) 住所 2244 Walnut Grove Avenue, Rosemead, California 91770, USA

代表者の氏名 Pedro J. Pizarro

名称 Edison Material Supply LLC(以下、「EMS」という。)

住所 2244 Walnut Grove Avenue, Rosemead, California 91770, USA

代表者の氏名 Martha Montes

名称 San Diego Gas & Electric Company(以下、「SDG&E」という。) 住所 8326 Century Park Court, San Diego, California 92123, USA

代表者の氏名 Jeffrey Walker Martin

名称 City of Riverside (以下、「COR」という。)

住所 3900 Main Street, Riverside, California 92522, USA

代表者の氏名 Rusty Bailey

(4) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

当該仲裁の内容

米国サンオノフレ原子力発電所向け取替用蒸気発生器供給契約について、SCE及びSCEの子会社であるEMS並びに米国サンオノフレ原子力発電所の共同所有者であるSDG&E及びCOR(以下、SCE、EMS、SDG&E及びCORを総称して「申立人」という。)は、当社等に契約上の義務違反があったなどとして、当該仲裁を申し立て、下記金額の損害賠償を求めていた。

損害賠償請求金額 66.67億米ドル

(5) 当該仲裁判断を受領した日

平成29年3月13日(米国時間)

(6) 当該仲裁判断の内容及び損害賠償支払金額

当社等は、取替用蒸気発生器の一部に不適合が存在したことを認めつつも、本契約に定められた保証義務は果たしたことから、本契約に定められた当社等の責任上限(約1億3,700万米ドル)は有効であると主張してきた。国際商業会議所は、この当社等の主張を認め、当社等の既払い費用及び金利等による調整を行った後の金額として、当社等に124,999,828.74米ドルの支払いを命じた。

他方、国際商業会議所は申立人の主張する当社等の詐欺及び重過失の請求については棄却し、さらに申立人の主張の大半は認められなかったことから、申立人に、当社等の仲裁費用として58,137,105.17米ドルの支払いを命じた。

以 上